

結婚新生活支援事業を6月15日から開始しました ～ 令和3年度に引き続き、新婚生活を応援します！ ～

市では、少子化対策の一環として、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を6月15日から開始しています。この事業は、国の地域少子化対策重点推進交付金の支援を受けて令和3年度から実施しており、令和3年度は19の新婚世帯へ支援を行いました。

結婚新生活支援事業について

(1) 対象要件

次の全ての要件を満たす方です。

- ♥ 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であること
- ♥ 婚姻日において、夫婦ともに39歳以下であること
- ♥ 夫婦の合計所得が400万円未満（令和3年中）であること
 - ・夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職である場合にあっては、離職をした者に係る所得は算定の対象としない
 - ・奨学金を返還している場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除
- ♥ 対象となる住宅が市内にあり、交付申請日において夫婦の双方または一方が対象の住宅に住居登録の上、居住していること。ただし、請求の日においては、夫婦の双方が住居費の対象となっている住居の住所に住居登録していること。
- ♥ 夫婦共に、（公財）いきいき岩手支援財団が実施する「ライフプランセミナー」を受講していること
 - ※同セミナーの開催期日は専用ウェブサイト (<http://nls.ikiiki-iwate.com/>)
でお知らせしています
- ♥ 市税の滞納がないなど、補助金交付要綱に定める要件を満たしていること



専用サイト
QRコード

(2) 補助対象費用

- ♥ 住宅取得費用（土地購入代金などは対象外）
- ♥ 住宅賃借費用（賃料、敷金・礼金、共益費、仲介手数料）
勤務先から住宅手当を受けている場合や、他の公的制度による家賃補助などを受けている場合は対象外となる場合があります
- ♥ リフォーム費用
結婚を機として実施した住宅リフォームのうち、住宅の機能の維持、又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等にかかる工事費用をいいます。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用については対象外とします
- ♥ 引っ越し業者や運送業者に支払った引っ越し費用

(3) 補助額

- ♥ 夫婦共に39歳以下...1世帯当たり上限30万円
ただし、夫婦共に29歳以下の場合は1世帯当たり上限60万円



(4) 申請期間

- ♥ 令和4年6月15日から令和5年3月31日まで
予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

(5) その他

令和3年度に補助金の交付を受けた方で、その補助額が補助上限に満たなかった世帯で所定の要件を満たす場合は、継続補助の対象となり、申請することができます。

例) 令和3年12月から市内アパート（家賃5万円）に居住した新婚世帯の場合

令和3年度分：12月～3月分の家賃20万（5万円×4か月）を補助

令和4年度分：4月～5月分の家賃10万円を補助（改めて申請が必要、当該世帯に個別に連絡済み）